

奈良県告示第五百号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、大和都市計画市街化区域と市街化調整区域との区分を次のとおり変更した。

その関係書類は、奈良県県土マネジメント部まちづくり推進局地域デザイン推進課都市計画室及び安堵町産業建設課において縦覧に供する。

平成二十九年三月二十一日

奈良県知事 荒井正吾

一 変更に係る都市計画の種類及び名称

大和都市計画市街化区域と市街化調整区域との区分

二 変更に係る都市計画を定める土地の区域

生駒郡安堵町大字岡崎及び大字かしの木台二丁目の各一部